

別記様式第2号（第9条関係）

その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称	クラブ葵
営業所の所在地	静岡市葵区追手町×番×号 ▲▲ビル■階☆☆号室
風俗営業の種別	法第2条第1項第1号の営業（社交飲食店）
営業時間	<p>午前 8時00分から 午前 1時00分まで</p> <p>午後 〃 〃 〃 〃</p> <p>ただし、 午前 〃 〃 〃 〃 の日にあつては、 午後 〃 〃 〃 〃 午前 〃 〃 〃 〃 分まで 午後 〃 〃 〃 〃 午後 〃 〃 〃 〃</p>
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所出入口ドア高さ1メートルの部分に、「18歳未満の方のご来店をお断りします」と黒色で記載した縦70cm、横20cmの白色プラスチック板を掲示する。
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 客の求めに応じて、「ナッツ盛合わせ」などの乾き物、「冷奴」などの惣菜、「ウーロン茶」などの酒類以外の飲料を提供する。
酒類の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 ビール、ウィスキー、焼酎等の酒類を客の求めに応じて提供する。身分確認を行うなどして20歳未満の者には酒類は提供しない。
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
料	金	別添「メニュー表」のとおり		
料金の表示方法		客席及びカウンター上にメニュー表を備える。		
役	客の接待をする場合はその内容	客の隣に座り、お酌をし、談笑の相手方となる。 客の求めに応じて、カラオケ機器を操作し、デュエットをする。		
	務	常時当該営業所に雇用されている者	10名 (全て日本国籍の女性)	
客の接待をする場合は接待を行う者の区分		それ以外の者	名	
		主たる派遣元	(ふりがな) 氏名又は名称
			住所	〒 () () 局 番
遣元	(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名		
態	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容	カラオケ装置を備え、客に歌うことを推奨し、客の歌に合いの手を入れ、褒めそやすなどする。	
		時間帯	午前 8時00分から 午前 1時00分まで 午後 午後	
様	(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)			
	客室	和風のもの	室 その他のもの 1室	

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2（A）又はその2（C）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2（A）又はその2（C）の「料金の表示方法」欄には、その2（A）又はその2（C）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2（A）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2（A）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2（B）の「遊技料金の表示方法」欄には、その2（B）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。